

秩父広域市町村圏組合規約新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号) _____ _____に基づく事務</p> <p>ウ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 経費</p> <p>(組合の経費)</p> <p>第19条 組合の経費は、次の収入をもつてあてる。</p> <p>(1) 組合市町の負担金(別表による。ただし、地方財政制度を勘案し、理事会の議決を経てこれを修正することができる。)</p> <p>(2) 組合の事業から生ずる収入</p> <p>(3) 財産により生ずる収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 組合の経費が前項に規定する収入をもつてあててもなお不足するときは、次</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により、組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)に基づく事務</p> <p>ウ (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>水道事業の経営に関すること。</u></p> <p>第4章 経費</p> <p>(経費の支弁方法等)</p> <p>第19条 組合の経費は、組合の事業から生じる収入その他の収入をもつて充て、なお不足があるときは、別表により組合市町が負担する。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、組合の経費のうち第3条第10号に規定する水道事業に係る経費は、当該水道事業に係る料金、企業債、補助金、出資金、負担金その他の収入をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>前項の補助金、出資金及び負担金の負担割合は、組合市町の協議により定める。</u></p>

に定める区分により組合市町が負担する。

均等割 25%

人口割 75%

別表(第19条関係)

費用項目		負担区分
廃棄物	収集	廃棄物収集量割による。
	処理	廃棄物処理量割による。
結核予防	検査施設	人口割
	検査	間接撮影検査件数による。なお、直接撮影検査は1検査を間接撮影20検査数とみなしこれを算定する。
火葬場及び霊柩車		処理件数による。(施設の新改築費用は組合議会において定める。)
消防業務		地方交付税法(昭和25年法律第211号)の消防費に係る基準財政需要額の割合による。
循環器検査		検査件数による。
救急医療施設		均等割 5%
		人口割 95%
介護認定審査		均等割 20%
		人口割 80%
県知事権限移譲事務		消防業務の負担区分による。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する審査		均等割 20%
		人口割 80%

別表(第19条関係)

費用項目		負担割合
廃棄物	収集	廃棄物収集量割による。
	処理	廃棄物処理量割による。
結核予防	検査施設	人口割
	検査	間接撮影検査件数による。なお、直接撮影検査は1検査を間接撮影20検査数とみなしこれを算定する。
火葬場及び霊柩車		処理件数による。(施設の新改築費用は組合議会において定める。)
消防業務		地方交付税法(昭和25年法律第211号)の消防費に係る基準財政需要額の割合による。
循環器検査		検査件数による。
救急医療施設		均等割 5%
		人口割 95%
介護認定審査		均等割 20%
		人口割 80%
県知事権限移譲事務		消防業務の負担割合による。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する審査		均等割 20%
		人口割 80%
上記以外		均等割 25%
		人口割 75%

